

## 平成23年度第7回笠間市行政改革推進委員会 議事録

1. 日 時 平成23年11月24日（木）午後1時30分から午後6時20分まで
2. 場 所 笠間市役所本所3階 全員協議会室
3. 出席者 委員9名（欠席3名）  
西山 猛, 鶴田 亮子（副会長）, 井上 操, 益子 康子, 中澤 まさ, 町田 満,  
江田 けい子, 伊佐山 忠志（会長）, 増渕 哲雄,  
事務局7名  
小松崎市長公室長,（行政経営課）野口課長, 石井課長補佐, 福嶋主査, 高松係長,  
鈴木係長, 石塚主事  
関係部長及び関係各課職員
4. 傍聴者 なし
5. 議 題 （1）第二次笠間市行財政改革大綱（案）に基づく実施項目各課ヒアリングについて

### 事務局

定刻となりましたので只今から第7回 笠間市行政改革推進委員会を開催させていただきます。今回の委員会も、笠間市情報公開条例第22条の規定により、会議を公開にて開催いたします。また、お手元に本日の委員会の出席者名簿を配布させて頂いております。本日は3名の委員が欠席とのご報告を受けておりますので、ご報告させていただきます。次に議事の進め方をご説明いたします。前回と同様の進め方です。ヒアリングの順番を課ごとに集約して行わせて頂きます。お手元に割り振り一覧があるかと思いますが、これに沿って進めさせて頂きたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。なお、ヒアリングが終了した課はその都度後退席し、次の課と入れ替えをさせていただきます。また所管の部長ですが可能な限り出席をさせて頂くことをご了承頂きたいと思っております。それでは、委員会に入らせて頂きます。委員会設置条例第6条において「会長が議長となる」とされておりますので、これ以降の議事進行につきましては、会長にお願いいたします。

### 会長

皆さんこんにちは。ご苦勞様でございます。また事務方の皆様もご苦勞様でございます。それでは、議事に入らせていただきます。本日は、各改革項目の担当課に順においで頂きます。本日でヒアリングを終了したいと思います。ではお手元の各課割り振り一覧をご覧頂いて、あと取りまとめ表をご覧ください。資料は10月20日のものを使用します。今回もまず【事前質疑・問合せ】取りまとめ表で説明が不十分なものへ再質問をお受けしたいと思っております。特に無い場合には順番にご意見を伺っていきたく思います。では割り振り一覧表を伽藍頂いてご覧頂いて一連番号70番。市立病院の経営健全化について、質問と回答についてご質問された方向か加えてございますか。その他でご質問ありますか。

### 委員

改革指標の目標値ですが5,600万円となっていますが、積み上げて1億8,300万円とかになるのと違いますか。

### 市立病院

はい。計画上はH28でしたのでH28の数字を載せさせて頂きました。積み上げるものではないと考えました。

### 委員

単年度ということですね。

### 委員

はい。改革プランは十分議論したんでしょうが、今回のプランによって医業収益の増加は現時点までどう改善していますか。もう一つ存続について十分な議論がなされているのか伺います。

#### 健康増進課

必要性の議論についてですが、これまでのあり方の経緯についてご説明させていただきます。H18年3月19日に合併して名称を笠間市立病院に変更して存続している。H18年8月に国民健康保険条例に基づいた施設ということで、運営協議会の中で市立病院のあり方について諮問をしております。この答申で地域医療等直接市民に関わることなので別な組織をつくって検討してくださいという答申があり、H19年6月に市立病院のあり方検討委員会を設置して、公営企業の健全化に基づいて経営形態の見直し、縮小、診療所、指定管理者制度の導入、民間移譲、廃止を含めて検討することとしました。このあり方検討委員会は6回行い、H20年3月に高齢者医療などの機能をもつ病院として存続させるということで医師確保への取組の必要性などの内容の提言を頂き、H19年12月には総務省から公立病院改革ガイドラインが示され、改革プランの策定が義務付けられました。またH20年度には改革プランの策定の作業を行い、H21年度からH23年度までの計画で現行の改革プランの策定を行いました。そこで同じ総務省のガイドラインが求める茨城県に対してもネットワーク化について計画をつくりなさいということで、茨城県医療改革推進本部が公立病院の再編ネットワーク化構想についてH21年3月に策定し、その中では笠間市立病院は在宅医療を支援する後方支援病院としての機能を担うとともに、県立中央病院との連携機能など見直しが必要との位置づけとなっております。こういった背景もありまして笠間市立病院改革プランの策定にあたりましては、経営診断と市民アンケート調査で3000名を抽出して、また患者満足度調査により、地域医療の位置づけなどの議論を重ねて来ました。またH21年4月に県立中央病院は二次救急への対応が難しいということで、地域医療整備対策協議会という組織をつくりました。そこで県立中央病院との連携の協議と、救急医療をどうするかとの協議を行い、成果としまして市立病院で平日夜間と、日曜日の初期救急診療をH22年4月から開始したという流れになります。その救急医療を進行管理するため笠間市夜間休日救急診療運営協議会をつくって現在も継続して協議を進めております。そういった中で笠間市立病院は初期救急などなくてはならないことから存続していくんだという整理をしております。

#### 会長

今、指定管理者制度を導入してはどうかという話がありましたが、これに対する対応はどうか。

#### 健康増進課

H21年当初の改革プランの位置づけとしまして、指定管理者制度を導入してはどうかというあり方検討委員会からの提言がありましたが、現実問題として指定管理者が見つかるのかと。小さい病院であるということと、指定管理者制度になった場合の医療機能を市の執行部のほうからきちんと指揮出来るのかというあたりが提言を受けた段階でははっきり見えていなかったのもう少し議論を深める必要があるということで、当初の改革プランでは地方公営企業法全部適用と、指定管理者制度の導入など、3つほど選択肢の中からチェックを入れまして、H23年度末までに結論を出していくという説明としております。

#### 委員

存続については市民アンケート等で必要な人とそうでない人と両論別れるのは分かりましたが、地域医療計画の中で中央病院との連携とか、救急医療とか恐らく医療としては初期医療がお金になるのかと思っておりますが、こういう改革プランで経営の健全化というのはどうだったのかという分析はしていますか。

#### 市立病院

はい。具体的に看護基準の見直しとか、インフルエンザの予防接種や、禁煙外来を開始しまして進めておりますが、H21の決算額としましては16,347千円の赤字になりますがH22は2,595千円の黒字となっております。H23は約300万円程黒字を見込んでおります。

委員

黒字になった理由は何ですか。

市立病院

経常収支なので、一般会計からの繰り入れもありまして、医療収支だけで見ますと赤字です。医療だけで黒字にするのはかなり厳しいです。

委員

ルール外の一般会計からの繰入金を除いてどうなのかという議論をしないと。

市立病院

一般会計からの繰り入れも依然ありますので、これを減らしていくという計画でして、どんどん少なくするというものです。

委員

結構です。収支計画とか中身が良く分からないと議論がかみ合いません。

会長

コストがH23は約300万円程黒字とのお話がありましたが、それ以降は1,400万円とかに上がりますが、このエビデンス（根拠）はありますか。

市立病院

今2名の医師で対応していますが、H24年度に1名増やしまして、患者さんがそれぞれつくという形で増えるということ収益も上がると計算しております。

委員

あり方検討委員会では産科の話はありましたか。それと産科をつくる予定はあるのかどうか。

健康増進課

診療科目についての議論はその時点ではほとんどありませんでした。そこに踏み込む以前の議論でした。総合医療がふさわしいという議論にはなっていますが今のところ産科の予定はございません。

会長

では特になしということで、よろしいですか。一連番号48番。雑誌スポンサー制度について、質問と回答についてご質問された方向か加えてございますか。その他ご質問ありますか。

委員

現状のところ、地域の活性化に生かし切れていないとありますが、生かすとすればどんなことですか。

笠間図書館

はい。情報発信だと思います。笠間図書館は市外の方でもカードがつかれます。ですから県境を越えてくる方もおります。そこで居ながらにして笠間市をPRする場所となり得る訳です。集客力があり情報発信を進めれば地域の活性化につながります。

会長

コストはかからないんですね。

笠間図書館

コストといえば、雑誌のカバーぐらいです。カバーにも種類がございますが、極力安いもの選ぶことで導入に伴うコストは回避したいと考えております。

委員

非常にいい制度です。雑誌なので月単位ですか。

笠間図書館

今つめているところですが、出来れば1年単位を考えております。月単位も企業側も便利かもしれませんが、財源を安定的に確保したいという思いもあります。

委員

単行本はどうですか。

笠間図書館

今のところ考えておりません。雑誌は表紙を見せますので、広告の面としての効果が高く、単行本は背表紙しか見えないので広告の面としての効果を考えて場合1、雑誌が良い。また利用率も雑誌は高いためです。

委員

記念本として、個人からお金を寄付してもらって書籍を買って、これに個人名を命名するような仕組みも出来るかなと思いました。

笠間図書館

その件は想定していない訳ではありませんが、まずは雑誌スポンサー制度に取り組みたいと思います。

委員

もっと攻めながらお金なり本なりを集めてはどうかと思いました。

会長

雑誌スポンサー制度、是非やってくださいと、更に単行本の検討を始めてはどうかということでしょうか。次一連番号66番。文化祭開催の統一及び展示作品の交流について、質問と回答についてご質問された方向か加えてございますか。その他でご質問ありますか。

委員

課題のところに経費の節減が文化ニーズの削減にならないよう努める必要があるとありますが、よく分かりません。

笠間公民館

H21年度当時は、展示会場の統合ということでした。教育委員会の行政評価の中で、展示会場の統合よりは作品を交流させるということでこの様な文言にしました。

委員

文化ニーズの削減ではなく低下だと思います。

委員

むしろ文化は分散化だと思います。まとめるのは効率的かもしれませんが、これで統合してどれだけの節減になるのか疑問。公民館ごとにやり方が違ってそれが文化だと思います。

会長

事務事業の見直しで経費の削減という取組ですが経費がありません。そうすると分散化が良いということもあります。エビデンスが良く分かりません。

#### 笠間公民館

統一の件ですが、市民相互の交流に関しての統一と認識しております。また、展示会場の統一は現時点では難しいと。笠間の作品を友部にとかに回せばそれぞれの地域で見て頂けると考えております。

#### 委員

この話は難しくありません。ここに揚げなくてもいいと思います。公民館まつりとか日時を変更して情報交換すれば簡単に出来ます。

#### 会長

これは事務的には。

#### 事務局

第1次大綱で文化祭開催の統一展示会の事業でして、当時は3公民館の文化祭の統一を図ることによって一定程度の経費の削減効果があったということで、当時は事務事業の整理統合合理化という項目で完了と落とし込まなかったのが未了案件としての現状があるかと思えます。お話のように改革として揚げるかどうかここで整理をしたほうが良いと思います。

#### 会長

行政改革ではなく日常の業務でそのような改善はしますよね。あとは実践するだけですから、これは前からのいきさつもあります。これは削除でよろしいですか。次一連番号62番。社会体育施設使用料の見直しについて、質問と回答についてご質問された方向か加えてございますか。その他ご質問ありますか。

#### 委員

文言です。課題のところ。共通理解が困難である課題があるは、困難であるです。

#### 会長

使用料の見直しは全庁的にはどうですか。水戸市では全部洗って答申してそれに基づいて使用料とかを改定しました。これは1つ1つやるべきものなのか。

#### 事務局

前回の計画では使用料等の見直しとして6項目ほどありました。その中の1つです。

#### 事務局

本来はどこかでコントロールすべきだったのかと思えますが、財政主導による見直しはしておりません。実施計画ではそれぞれ大綱に基づいて各課で見直し出来るものを出してその進行管理をしていたということです。

#### 会長

それはやり方の違いだからどちらがいいとも言えません。

#### 委員

はい。指定管理者制度の期間は5年間でしたよね。中間的ですが成果はありますか。

#### スポーツ振興課

施設の維持管理ですが、行政ですと事務を執りながらとなるので行き届かない部分がありましたが、維持管理の部分は向上する。また水泳教室、エアロビクス教室、フラダンス教室とか施設を活用して教室の開催をやってもらっております。施設の維持管理は職員が兼務でやるよりは、はるかに良いのかなと思います。

委員

はい。指定管理者制度の目的は民間活力だと思えますよ。日立ライフでしたよね。ここは民間の何か別なものを持っていると、主たるスポーツイベントだとか育成だとかに向けていくんだということで指定管理者制度になったと思えますよ。ただふたを開けてみると役所のOBの方が勤めている。これは指定管理者制度じゃなくても出来ることなのかなと思えます。例えば市民からの声とか皆さんの考え方とかはどうですか。公から辞めて民ですが、同じ気がします。何か全国に発信するイベントとかあったんですか。

スポーツ振興課

今のところありません。

委員

そうですね。だとすると指定管理者制度をもう一度見直すこともこの行革の根っこになるのかと思います。指定管理者制度の委託の見直しとかも必要かと思いました。

会長

この調査票では言及されていませんが、これを含んで検討するということですか。

委員

見直しはいずれにしても上げる事の見直ししかないと思えますよ。上げる事は利用者にとってサービスの低下となってしまうと。上げるには根拠が無いといけないのかなと、周りと足並みそろえる必要は無いと思います。単純に上げるのは危険だと思います。

事務局

はい。指定管理者制度については1次大綱で既に終了した項目になっております。次回、更新される時期が来ますので、その際選定審議会に諮って検討されるものと考えております。

委員

だからここに出てこないのは、出さないのか、出す内容ではないのか認識してもらいたい。

会長

ご質問の趣旨は使用料の見直しだけでなく指定管理者制度も考えるのかということですよ。その確認をさせてもらえれば良いと思います。

スポーツ振興課

基本的には使用料の見直しということで取り組みたいと思います。委員さんからのお話のとおり指定管理者制度も管理に該当しますので、それはそれで市民アンケートとかも取っていますので、これを反映させる形で今後協議したいと思えます。

会長

社会体育施設以外でも使用料をとっている施設は社会教育関係だとありますよね。個人的な意見ですが使用料を取る時に、いろんな施設を縦横に見ながらこちらがこうなら、こちらもこうだろうと。或いは減免どうするかと、制度で考えていかないと社会体育施設の話ではないと思えます。今更難しいんでしょうが、行政経営と財政で協議して頂いて、このままスポーツ振興課で取り組むのか、全体として取り組むのかその辺どうですか。使用料全体についてどの様に考えていくか全体に言って考えたのが合理的なのかと、そこで一定のルールをつくってそれに従って検討するならするということがないとそれぞればらばら動く可能性があって、利用する市民からすると不公平感とか生じかねない。例えば受益者負担、利用者負担ということであればそれを徹底するなり、きちっとルールを決めて上げるものは上げて、利用率が減るんだったらそれも全部分析をしてどの辺りが適切かという事を議論した方が良いと思えます。

#### 委員

正にそのとおりで、指定管理者制度がどうだったのか、受けた委託先とか担当課とかに振らないと。収支とか施設管理とか細かいところまで分析評価しないと駄目だと思うんです。それは行政経営課がしかりやらなければと思います。

#### 事務局

指定管理者制度の管理運営については1年間の実績を各課が指定管理者から受けたものを報告して頂き、指定管理者選定審議会の中で毎年報告しております。毎年フィードバックしております。

#### 委員

はい。住民の感じ方も含めて、役所OBが働いているということで、それを使っている市民の感じ方も大きいのでそれも含めて調査を加えて欲しいと思います。

#### 事務局

各施設ごとに指定管理者制度を導入している施設についてアンケート調査や意見交換会などそれぞれ施設ごとに異なりますが、その結果どう対応したかは年度終了後に実績報告を出してもらい、所管課からどんな指導や評価をしたかを行政経営課でとりまとめて、アンケート調査や意見交換会などの精度を上げるなりの部分はあると思いますが、作業としては行っております。

#### 会長

先程の私のお尋ねの件はどうですか。

#### 事務局

今回は前回の大纲でも使用料は各項目見直しをしまして、未了の部分を出しましたが、使用料は常に情勢によって見直す必要もあろうかと思っておりますので、各項目の使用料の見直しができる形で財政課と調整して上げられれば上げたいと考えております。

#### 会長

例えば最初の1年で全体の計画を立ててその中で各課が検討しなさいという事も出来ます。そうするとルールを決めてから各担当課に言って、それに従う形で検討していくということがもっと合理的に出来ると思ったものですから。

#### 委員

社会体育施設だけではないので、施設使用料の設定の基準みたいなものを例えば投入コストと比較して市民に何割負担を求めるとかルールをつくって社会体育施設、公民館、社会教育施設、その他の宿泊施設等、ルールを横ざしにしてつくったほうが行政経営課としては経営指標の分析とかに良いと思います。

#### 会長

ではこの62番はばつにして、これに替えて先程の手法でやるという結論にしたいと思っております。財政課との相談もあるかと思っております。次一連番号65番。給食助成事業の見直しについて、質問と回答についてご質問された方向か加えてございますか。その他でご質問ありますか。

#### 委員

はい。なぜ岩間地区の給食センターではなぜ炊飯業務をしないんですか。

#### 学務課

現在は炊飯施設がありませんので外部委託をしております。

委員

施設が無いからですか。

学務課

始めから岩間地区の給食センターについてはそういう形になっておりました。今回、笠間学校給食センターの改築に合わせて全校の炊飯業務を実施することで計画しております。

委員

だとすれば笠間学校給食センターで副食も担ったら良いと思います。

学務課

副食までは施設的な面からも、敷地的にも出来ないものですから。

委員

物理的に無理という事ですか。

学務課

はい。あと各施設がありますので既存のものを活かして行きたいと考えております。

委員

行革だから合理化の1つが炊飯ですよ。補助事業だから裏があるんですよ。わかっていて質問しているんですが、1箇所からが1番良い訳ですよ。そこには副食もセットでいくべきだと思います。これも含めての改築に合わせた計画ではないのです。既存の施設を活かしていくと。民間と違うのはそこですね。180度違います。今、岩間地区の給食センターは問屋さんみたいな事をしています。配送センターみたいなこと。だから思い切って施設の運営部分で笠間学校給食センターを改築するので考えたんです。逆に笠間学校給食センターの改築をしないで岩間地区の給食センターを増築するとか。そうでもしないと何も変わらないと思ったんです。期待はしたんですが炊飯は1箇所ですという事なんですね。

会長

炊飯機能だけ充実して笠間学校給食センターで炊くということですね。

学務課

はい。笠間学校給食センターは老朽化しておりますので建て替えと合わせて炊飯は1箇所ですという事です。

会長

その時に副食もそこで一括するとかの検討はされたんですか。

学務課

はい。今ある施設を使っていくという考えです。岩間給食センターもございますし、友部は自校方式で各学校でつくっています。それを活かすという事です。

委員

多分違うと思います。自校方式の良さがありますよね。でも単純にコスト削減なら1箇所が良いんです。あと配送を充実させれば。あるものを使うのなら何も変わりません。民間レベルの話だとすればですよ。

委員

すいません。今後も助成内容のバラつきは続くんですか。

学務課

いや、笠間地区では牛乳と米分を補助しています。また岩間地区では炊飯委託費の一部助成、友部地区も炊飯委託費の一部助成をしております。それを集約することで自分のところでしますので、補助は3地区とも出さないということになると思います。

委員

そうしますと助成を無くしてどこも同じだと。それぞれあって多少副食が違うと。

学務課

いや、炊飯が統一できれば、給食費も統一しましたので、現在献立がばらばらですがそれも統一することで進めております。

委員

そうしますと助成の見直しとはどうされるんですか。

学務課

今助成している部分を出さないという事です。

委員

炊飯業務を一本化するんですね。副食については食育の関係で自校方式委託方式センター方式とあるから、これまでのそれぞれ地域の実情に応じて副食はばらばらですよと。だけど助成事業については炊飯業務のみだったのだから、それは無くなりますよということですね。

学務課

はい。

委員

そうすると友部岩間の炊飯委託費も無くなるという事ですね。

学務課

はい。

委員

地産地消の差があるまま続くんですね。

学務課

はい。

委員

聞きますと、食材の規格とかが合致していないとだめだとかオートメーション化しているんで、食材のコスト削減は難しいと思いました。

委員

自校方式なら出来るんです。曲がったきゅうりでも出来るんです。どっちが良いのかは政策判断です。

委員

一番良いのは自校方式です。給食のおばさんが温かいのを作って、においがしてそろそろお昼だなと。

会長

ではこのままでよろしいですか。次一連番号56番。学校給食費の徴収率の向上について、質問と回答

についてご質問された方向か加えてございますか。その他でご質問ありますか。

委員

牛久市が公会計に移行したのは税金と同じ会計処理ということですよ。なぜ笠間市はしないのか。

学務課

いや、笠間市でも公会計にしております。口座引き落としとかにしております。合併後に友部地区も公会計にしました。

委員

だから税金と同じようにこれぐらい出してしまうんですね。

委員

指標のところ、卒業者についても督促状を出し収納に努めるは、卒業後もだと思えます。

委員

はい。給食の会計は滞納者がいると赤字になりますよね。ひと月とかの単位で材料費の見直しとかで合わせるんですか。

学務課

はい。合わせます。

委員

パンの量とかが余ったりある程度増減がありますが、その中で滞納分を吸収するようなことは。

学務課

いや、ないです。

委員

マイナスだと削って皆で負担していると思います。自校式はそうです。センター式は無いですが。制度上。

学務課

いや、ないです。

委員

滞納者を許すということではありませんが、そういうやりくりをしていると思ったものですから。

学務課

いや、ないです。

委員

ある市町村では取れないものは取らないと。あきらめているところもあります。それは給食会計は足りないときは材料で調節したりしてプラスマイナスするので良いんだという考え方でしているところもあります。

学務課

いや、違います。以前は友部地区はあったかもしれません。

委員

では各納入業者への支払いはどうしていますか。

学務課

保護者からの給食費は市の歳入に入りまして、市から支払うことになります。以前は友部地区は学校で支払っていました。

委員

給食費で差押えは出来ますか。

学務課

公会計になったので出来ます。

委員

給食費はひと月いくらでしたか。

学務課

小学校4,100円、中学校4,200円です。

会長

ではこの実施計画はよろしいですか。では継続で。次一連番号51番。介護保険料徴収率の向上について、質問と回答についてご質問された方向か加えてございますか。その他ご質問ありますか。

委員

事業評価のときにもありましたが、滞納したときに、滞納者が即分かるようなシステムを作ってはどうかと。それと連動して督促状が自動的に出るようなものをつくるべきではとの意見が出ました。

会長

払えるけど払わないとかの仕分けは出来ていますか。

事務局

各課ではそれぞれデータを持っていますが、一元してのものは持っておりません。その提言を頂いて検討しているところです。

会長

対応策が無いと各課がそれぞれ独自に考えてお願いに行かざるを得ないと思います。システムとか全体で対応された方が良いと思います。

事務局

現在は税務課の納税等特別対策室の所管でそれぞれの課が集まった収納対策特別本部がありまして、その中で定例的に持ち寄って検討とか行っております。

会長

情報を重ねて、そこから対策が出てくる可能性があります。押すべきかお願いすべきか相手によって違うので、これ自体は継続で良いと思います。情報を結合して分析することも大事だと思います。

委員

結局、各課で収納のために臨時職員を置くとその人件費もばかにならない。ぜひやって頂きたい。

会長

ではそういう付帯の意見を付けて、これはよろしいでしょうか。次一連番号68番。介護保険特別会計

の経営健全化について、質問と回答についてご質問された方向か加えてございますか。その他でご質問ありますか。

委員

はい。年度別目標値に2,320人から増えるこの数字は受給者数ですか。受給者数を増やすことが目標ですか。

高齢福祉課

すいません。参加者数の増加です。

委員

受診率の向上が目標ですか。違いますよね。参加者数を増やしても経営健全化には直接つながらないのでは。

高齢福祉課

予防に参加して改善して受給者数を減らすという考えです。

委員

介護保険の受給者を減らすこととの関係が分からないじゃないですか。

高齢福祉課

介護予防事業ということで、予防事業に力を入れて参加して頂き、介護保険を使わないようにということです。

会長

そこは手段ですよ。目標は受給者の減少とか、せめて現状維持だと思います。人口は増えていくので。手段として参加者数の増加だと思います。

高齢福祉課

受給者数のほうが良いと思いました。

委員

この参加者を増やして本当にこれで経営健全化につながるんですかね。やっているからつながると思ったら。

高齢福祉課

介護事業の中でも地域支援事業ということで、予防事業に力を入れて体操とか保健センターの事業とも連携しております。

委員

私は賛成です。大洋村でも予防事業に力を入れて、その成果が財政的にも助かったと聞いております。

委員

はい。予防事業が無駄だといっている訳ではありません。そういう方向につなげる方法を考えて頂きたいということです。予防事業をやったから経営健全化につなげないで欲しいということです。

会長

そこが飛躍していますね。受給者数を抑制したいという最後の目標があって、そのうちの1つの手段として介護予防事業を実施すると。介護予防事業を実施して参加者を増やしてその効果を上げていきたいという仕組みですよ。手段の1つでしょうと。他に無いですかと。

## 委員

肝心なのは介護給付費適正化推進事業だと思います。認定の適正化とか、サービスの不適正受給が無いかとかだと思います。もう少し経営健全化に盛り込んで、受給者全体を低減させていくということが大事だと思います。一回認定してそのままではなく、定期的に認定を見直すとか過剰なサービスを受けていないとかきめ細かくやらないと、予防から受給者削減は飛躍しすぎなので、介護給付費適正化推進事業を具体的に詰めることによって受給者削減につながるのかと思います。

## 会長

ですからもう少し低いところにハードルを置いて、事務事業の見直しの観点から、介護予防事業が適切な効果をあげているかチェックする計画内容に修正してはどうかということです。その辺を内容を見直して頂きたいと思います。この事業事態は大変結構なことです。その効果を上げているか毎年チェックする必要がありますので、そういう観点で書き直していただければと思います。次一連番号52番。放課後児童クラブ保護者負担金徴収率の向上について、質問と回答についてご質問された方向か加えてございますか。その他でご質問ありますか。

## 委員

はい。牛久市の実情。100パーセントとはどういうことなのか。

## 子ども福祉課

笠間市も過年度は70.6パーセントになっておりますが、理解があつて納めてもらっているということだと思います。

## 会長

だとしたら、どうしたら100パーセントになるか調査したら工夫が借りできると思います。

## 子ども福祉課

なぜということで調査はしておりません。

## 会長

何かアイデアがあるのかも知れません。

## 委員

何かあると思います。

## 子ども福祉課

笠間市も講座引き落としをしております。中には口座が無いとか、残高不足などで未納になっております。また基本的には月ぎめですが、急遽、日当たりとして数日指定して預かる場合は口座引き落としではありませんので、全員が講座引き落としになれば減るのかと思います。牛久市については、確認して採用できるものは取り入れたいと思います。

## 会長

次の保育所保育料徴収率の向上と関係ありますが、これも牛久市は99.9パーセントです。不思議です。

## 委員

これは、あなたは滞納者だから、翌月預かりませんというのは違法ではないですよ。

## 子ども福祉課

放課後児童クラブについては3ヶ月滞納の時点で勧告として翌月から辞めて頂くこととしています。

委員  
減免規定は。

子ども福祉課  
独り親世帯で低所得者，生活保護者とかが該当します。

委員  
保育料徴収と同じような料金設定ですか。

子ども福祉課  
放課後児童クラブは一律です。月5,000円ですが8月は毎日が1日保育となりますので月8,000円です。

会長  
あまり問題ないように思います。

委員  
年度別取組計画に児童迎え時に職員等による督促状の手渡し。これはどうですか。

子ども福祉課  
これは最悪の場合です。督促状を送付しても反応が無いとか，市の担当課の職員が親御さんに直接渡すものです。

委員  
毎日面倒を見ている職員，つまり先生ですか。その方にはさせないで頂きたい。

子ども福祉課  
私は担当3年目ですが，直接渡したケースはありません。以前はしていたとも聞いているので，最悪の場合は効果的なのかということで揚げたものです。

会長  
この計画は問題ないので，引き続き継続して頂きたいと思います。次一連番号53番。保育所保育料徴収率の向上について，質問と回答についてご質問された方向か加えてございますか。その他でご質問ありますか。これも同じですね。ではよろしいですか。ここで10分程，休憩します。

会長  
では再開します。一連番号57番。水道料金徴収率の向上について，質問と回答についてご質問された方向か加えてございますか。給水停止に至るケースはありますか。

水道課  
今年度は3回実施しようと考えております。1年に1回も払っていない方を対象にやろうと。これを3回に分けて地区ごとにやろうと考えております。

会長  
通知してから停止するまで期間はどのくらいですか。

水道課  
2週間です。

会長  
これまでの効果はどうですか。

水道課

8割は来庁して納税相談となります。2割は実施して、その後、納税相談となるのが大半ですが、地区で1人、2人がそのままとなります。

会長

決め手があるからいいですね。水道法上も問題無いし。よろしいですか。次一連番号71番。財政計画の策定について、質問と回答についてご質問された方向か加えてございますか。これは料金改定ですかね。

水道課

はい。3地区が合併して料金が違いますので、H25年には友部と岩間を統一して、次に笠間を行うというものです。

委員

水道料金が違うのは原水が違うからですか。

水道課

合併前はそれぞれ3事業体として笠間はエリアも広く、自前の井戸も無く県水を購入するのでどうしても高止まりになる。友部岩間は自前の井戸が豊富にありますので、県水を購入する割合が笠間と比べて低いですし、面積的にも笠間と比べて集約していて、配管施設整備とか笠間と比べて少なく済みますのでこれが料金に反映されています。

委員

料金改定で笠間の高い料金に合わせるという事ですか。

水道課

違います。財政計画をしまして、総括原価方式により決定します。事業計画については必要な経費はいくらかかるんだということで料金を決めます。

井上委員

原水の確保はどうするんですか。

水道課

井戸水はそのまま引き続いて使いまして、不足分は県水を購入していく。割合については県水は5割から6割、井戸水が4割から5割です。

会長

これは次の72番の水道料金の見直しと、73番水道事業会計の経営健全化もセットですよ。では一括して扱います。

委員

71番財政計画の策定と72番水道料金の見直しは73番水道事業会計の経営健全化に統一出来ますね。

会長

ではそれを1つにまとめて。料金改定で2段階になっていますが。

水道課

現在の料金方式、単価も違いますが、割増料金の仕組みが笠間友部はてい増制と言いまして使えば使うほど単価が高くなる方式。これは大口需要者に維持管理費などを負担頂き、小口需要者には安く使用してもらおうということで、多くの水道事業体が採用している方式です。まず、第1段階で岩間にもて

い増制を導入しようと考えております。

会長

第2段階とセットでは無理ですか。

水道課

影響が大きすぎます。

会長

小出しにしたのがいいのか、合理的ならば1回で提示した方が良いのか。地区によっては劇的な変化があって負担がものすごく増えるという事ですよね。

委員

見直しは上がることでありますから段階的の方が市民も覚悟が出来ます。

水道課

水道審議会への説明もこのとおりです。

委員

徴収率でかなり滞納がありますので、財政の健全化と密接に関係しますので、3地区に滞納者の特長はありますか。

水道課

同じです。ただアパートに入居している方が無断で転出してしまうと、住民票もない方が大半なので、電話も通じない。

委員

大家に請求する仕組みはありますか。

水道課

法的にも個人と契約するよううたわれております。市内へ転居の場合は、次の場所の開栓しない事は法的に出来ますが、他市では出来ません。

水道課

現在、料金業務の民間委託を検討しております。実施している市の話では徴収率が上がっているという話も聞きますので、民間委託は調査中です。民間委託をすると給水停止を増やすとか定期的に短いスパンで給水停止をすることか可能になると思います。

会長

その事を行政で出来ないでしょうか。そういう工夫も比較してどちらが合理的か選択の余地はあると思います。

委員

賃貸住宅について、地主なりオーナーなり、その連帯保証制度はなぜ出来ないのか。

水道課

水道法に申し込みがあれば拒否することが出来ないとあります。

水道課

出来ません。契約者は個人との契約なので、その世帯の一人と契約します。

委員

民民の契約とか払えない際には連帯保証人とか付けますが、それが水道法上絶対出来ないのか。連帯保証が付いてないから出来ないではなくて、必ず給水の際には付けて下さいと、これは家主の了解なのかもしれません。

水道課

家主さんと、転居する際に連絡もらえるよう話をしておくしかないのかと思っております。

会長

例えば自治体法政策で、条例とかで出来ることは無いかと、出来ない場合、自治体の連合とかで国に働きかけて法改正をしてもらおう例もあります。人が居なくなるとか撤退する際の規定が無いんです。これ本当に出来ないのかもう一度チェックして下さい。

委員

居なくなったら給水停止も意味がありません。

会長

では71, 72, 73番はよろしいでしょうか。では3つをまとめて1つとしてお願いします。次、一連番号58番。公共下水道使用料の徴収率の向上について、質問と回答についてご質問された方向か加えてございますか。

委員

公共下水道と農業集落排水について、利用者にとってはどっちでもいいんですよね。一体化の議論は出ていますか。

下水道課

水質浄化の観点から、公共下水道と農業集落排水と合併浄化槽の3つを組み合わせることで市内全体をカバーしようという事で進めております。現在市内割振りのエリアを決めた排水ベストプランによって公共下水道は国土交通省、農業集落排水は農水省、合併浄化槽は厚労省の補助によって、3つを組み合わせることで市内全体を整備するという事で現段階では統合は考えておりません。

委員

私の家は農業集落排水ですが浄化プラントの耐用年数とか、後でまた負担がかかるとかの一部不安があって、接続率が低いのはそういう事もあるのかと。一体化についても考え始めたのが良いのかと思いましたが。接続率が7割程と低く、合併浄化槽も市が設置する場合は全体の経営の中でやっていくと、水質浄化という大きな目的に近づくのかと思いました。

下水道課

合併浄化槽の公設と補助金を出して個人が設置する2つの方法がありますが、笠間市は補助金を出して個人が設置する方法をとっております。

委員

なぜ公設はしないんですか。

下水道課

公設の場合、管理から全て行政が担うこととなるためです。

委員

問題は合併浄化槽の管理の問題そのもの。一旦設置して定期点検しない。定期点検不実施率が8割ぐ

らい。実施が1割とか2割でしょう。そのままにしておくと合併浄化槽の機能が無くなって浄化されないのがどんどん放流される訳です。それを防ぐためにも公設で合併浄化槽を普及させようというのが県の考えです。戸数の普及ではなく、排水をいかに低減させるかの感覚でどうかと。

下水道課

今おっしゃるような方法はあるんですが、対策としては合併浄化槽設置の際に管理委託契約を結んで頂き、その3者の契約書を添付して頂き、補助金を交付するというものです。

委員

その後、なくなってしまうんです。機能しないまま排出されている状況です。水質浄化の観点から、もう少しそういう管理をちゃんとやれる仕組みを採用してはどうかと。ですから補助金を出して戸数を増やすより、流す排水をいかに適正になっているかを見た方が良いと思います。下水道の料金と農業集落排水の料金体系が違う訳です。後の維持管理を考えると違って来るんです。

会長

これは先行事例の研究とかしてみないと、いきなり笠間市で取り組むのは難しいので、先行事例を調べることが大事ですね。

委員

そういうのを一体的に経営することによって、排水行政の経営健全化が図れるかどうかの研究はすべきだと思います。

会長

そういう趣旨の検討は今までされたことはありますか。

下水道課

地区割りの中で費用対効果が高まることで、地区割りで公共とか農集とか合併浄化槽とかしていますが、統合としての検討はありません。

会長

提案が可能かとか、環境を考えての検討はしなくていいのかとかの研究を、これから先の話ですが、先行事例の研究をされてはいかがかと思います。今回の計画とは関係ありませんが、もっと本質的な問題ですので、検討を始めて頂ければと思います。そういう意見が出たことを付記させていただきます。上水道には給水停止の決め手がありますが、下水道は決め手がありません。強制徴収の実績はありますか。

下水道課

しておりません。使用料の徴収は水道課と協定を結び、水道の給水をしているところは、水道課にお願いしています。井戸水は水道課は関係ないので下水道課が直接徴収しております。公共下水道の使用料は94パーセントが水道課と一緒に徴収してもらっております。

会長

実施内容の差押処分等の法的処置の検討は、これまでは。

下水道課

やっております。

委員

接続率は大体7割程度だと思います。霞ヶ浦もそのために汚れています。ここも涸沼川に入ります。接続率を上げるのに固定資産税を上げるとかポリシーミックスでしないとそのままだと思います。公共排水にお金を払っている家庭と、何もしないでいる家庭で、結果的に涸沼川をきれいにしようとか公的

税金が使われています。その仕組みを変えるために別な方法で入らないときは固定資産税を上げるとかをしないと無理だと思います。別な方法で公平性を確保しないといけないと思います。

会長

58番、59番の目標値で同じパーセントが続きます。毎年ちょっと上げますというのもきれい過ぎるものがありますが。

下水道課

この状態を落とさないように保ちたいという考えです。

委員

排水問題で、人がいないところにまちづくりは出来ません。独りで跡取りが居ないとか亡くなった世帯とか、だから現状維持は最大の努力だと思っています。下水道事業に関しては。地元聞きますと若い世代が残る家庭は浸透式とか言いますが、実際は負担金も払えないから辞めて欲しいというのも多いです。お年寄り世帯になっているのが現実です。高齢化が進んで空き家が増えることは予測してなかったと思います。現状維持。これ以上は出来ないと思います。

委員

毎年同じ数字なのは気になります。努力しているのは伝わるんですが、その努力の表現がここにされていないと思います。その説明はなかなか出来ません。

会長

さっきの事情が説明されていて、下げないことが最大限の努力だと、このままだと下がるということを示して、下げないことが大変な目標なんだと、それが分かれば。

委員

排水停止は出来ますか。

下水道課

難しいと思います。

委員

言うだけ言ってみたらどうですか。

下水道課

給水停止の場合は下水道には流れません。水道料金と一体なので。

会長

下水が未納だといって水道料止めることは正当な理由が無いと出来ません。判例もあります。水道料払ってない場合は止められます。

委員

連帯保証として家主とかにやるべきではないか。

委員

石岡市とか目標値は100パーセントです。

下水道課

聞いたところそれは理想というか、現実的には無理との事でした。出来ない数字だと。出来ない数字を上げても。

会長

事情が分かったので、分かるような文言で書いてもらえれば市民が読んでも分かると思います。下げないことが最大限の努力だと、このままだと下がるということを示して、下げないことが大変な目標なんだと、それが分かれば良いと思います。目標値で現実的には無理な数字を上げるのが良いとは思いません。その辺工夫をお願いします。説明文を実施効果のあたりで入れると良いと思います。58番59番はよろしいですか。60番も同じようによろしいですか。一連番号74番。公共下水道事業特別会計の経営健全化と75番農業集落排水事業特別会計の経営健全化については同じですね。質問と回答についてご質問された方向か加えてございますか。

委員

収入に占める繰入金の割合37.1パーセントで、目標値はどれだけ上げられるのか。

下水道課

目標値が定まっていない理由ですが、一般会計の繰入金は年度の事業量によって変わるため、事業が多い年は繰入金も多くなると、全体に占める割合が違いますので、何パーセントにすると定まらないため、設定しておりません。今年の方は何パーセントと数字で出ますが、来年度の事業に対しては、結果的に事業量が定まらないうと出てこないの、目標値にはなじまないという事を出しておりません。

委員

下水道整備計画つくっていませんか。

下水道課

年次計画は出していますが、それが年によって上下します。今年、処理場の建設工事をやっていますが、そういう時は大きい工事費です。2年とか3年で処理場の建設工事が終わり、管渠許だけの整備になると、がたっと事業費が減るので、全体事業に占める建設工事の割合が違うので、繰出金の目標は定めにくいです。

委員

でもそれをきちんとやらないと一般会計の繰入金、分かりませんでは計画になりません。パーセントじゃなくてある程度事業費は各年度決めて仕事しているんでしょから、その時の下水道会計で収入がこの位ですからルール分の一般会計の繰入金こうですよと、予定していない財政計画は計画ではないですね。

下水道課

それは出していますが、全体の事業費の中の一般会計に占める割合と、起債、使用料でまかなうものと、単年度の整備計画の量によって違ってくるので、指標的に何パーセントとならないという意味です。

会長

そうすると一般会計からの繰入金を削減するという目標を立てている訳ですよ。その目標が達成されたかどうかをどうやって判断するんですか。

下水道課

これは特別会計なので、全体事業の中で、一般会計からの歳入見込みで、起債、使用料の歳入と、それ以外は全て一般会計からの繰入金になってしまいます。

会長

そもそも目標として一般会計からの繰入金を削減するという目標をなぜ立てているんですかと。

委員

一般会計からの繰入金はルールでもらえるはずですが、公営企業、公営事業。

会長

特別会計立てているということは、こちらに頼らないということですよ。基本的に。一部はそうなんですけども。足りないから下さいとやっているとならば一般会計の方が相当弾力性が無くなるので特別会計ですよ。だから繰入金を出せるだけ小さくしましょうという目標だと思いますが、削減していくのをどういう指標でどうやって評価するのか。

委員

これは会計上、仕方ないんだよね。

下水道課

特別会計ですので企業会計は適用されておりませんので、減価償却とかが無いので一般会計と同じように歳入と歳出のバランスを取ると言う関係で、収入を見込めるものは全て補助金、起債とか収入を見込みますが、その不足分は一般会計から補填していただく会計制度です。その中のこの部分だけは一般会計で持つとかのルールにはなっておりません。

会長

そうすると繰入金を出せるだけ削減するのはなぜですかと。目標設定して努力するのが普通です。一般論ですけど。一般会計を圧迫しないようにするという事だと思います。でも現実にはこれだけもらわないとやっていけませんと。

委員

下水道事業債は100パーセント、公営企業債と同じで事業費は起債でやりなさいという考えですよ。こんなに一般会計の繰り入れをするのは特殊な事情がある訳ですよ。

下水道課

事業債に対してはそうですが、運営費、下水道の使用料だけで全てまかなっている状況ではありませんので。起債の償還分を交付金措置されている分もあります。ですから起債をしている分は交付金措置しますよということで借り入れている部分もあります。そういうことから難しいと。

委員

それぞれ自治体によって違ってきます。複雑な会計システムから目標が出せないよ。

下水道課

事業が多いと繰出し金も多くなり、起債が多くなって交付金措置されることになれば繰出し金も多くなります。事業が済んで管理だけになれば償還分ですので、繰出し金は少なくなります。それを目標にするのは難しいのが現状です。

委員

使っていない家庭も4割負担していることになります。受益者負担の原則ですから。

委員

交付金措置の積算がありますよね。

下水道課

色んな繰出し金がありまして、基準額については財政課で積算して請求します。H22年で約8億円の繰入金。10項目を計算して繰入しています。

委員

それをパーセントにするのは難しいと。

下水道課長

全体事業費の中で割ったのが37.1パーセントと。下水道会計の規模が小さくなれば同じ金額でも大きくなるし、規模が大きくなれば同じ金額でも小さくなります。

会長

外部から評価する場合、どうだったらよくやったねという指標がないと。表現を工夫してもらいしかありません。どう評価していいかわからない。来年は増えたけどそれは事業費が減ったからだとか。分かりません。

委員

接続率は何パーセントですか。

下水道課

72.4パーセントです。

委員

接続率を目標値にしてどれだけ料金収入になるのかが一番いい。

委員

大きな目標ではなく接続率を向上させることも目標に出来ますよね。

会長

使用料金の増収に努めて、結果一般会計の繰り入れが減ると。そういう理屈は立ちます。票の書き方で行政経営課コメントありますか。

事務局

毎年事業量が違いますので、人件費や管理経費とかは毎年経常的にかかる。それにどの位使用料や負担金を充てていてその残りをどの位一般会計で負担しているかだと思います。その割合を減らすとか金額を減らすということなのかと思います。

委員

全体事業費だと分からなくなりますね。

会長

それだったら率でも良いですね。

下水道課

最終的には接続率ならば、上げれば使用料も増えますので、一般会計からの繰入金も減りますので接続率でやりたいと思います。

会長

ではそうして下さい。

委員

文言で改革指標に整備事業に投資する必要があるための意味が分かりません。

下水道課

書き直します。

会長

では74番、75番は書き直すと言うことでお願いします。一連番号38番。地域主権改革の推進については。質問と回答についてご質問された方向か加えてございますか。

委員

おいしい仕事は来ないですね。その過程で選択していますか。

事務局

基本的に各課で受け入れ態勢が整えるかとか職員が熟知出来るかどうかを市として判断します。

委員

ノーと言えますか。

事務局

笠間市にとって必要なければそう言えます。

委員

移譲を受けなかった例はありますか。

事務局

積極的に受け入れております。

事務局

体制が整わないものは受け入れていないものもあります。

会長

こちらから取りに行くものはありますか。押し付けられているんですかね。

委員

パスポートとかは国の下請けです。移譲を受けた事務は市民サービスが向上したのか。それはお金に換算していくらかとかの把握も必要だと思います。

会長

移譲のリストはどんな過程で。

委員

県の行革大綱で権限委譲項目を出して、下ろしていきます。行革委員のお墨付きをもらいます。

委員

下ろして欲しいものと、県が下ろそうと思うものと両方だと思います。

事務局

件数などを基に特例交付金をもらいますが、その中で新たに起こす事務、臨時職員の採用などある程度賄えるかの試算はしています。市の職員もその部分の事務は増えますが、もらったお金で臨時職員なり器機なりの賄える試算はしています。

会長

積極的に取りに行くならば行政改革になりますが、下りてくるから対応しているのかでは。

事務局

権限委譲は先進的です。その時はもらいに行ったものもありますが、必要な部分は終わっていますので、本当に必要なものの検討に落ち着く感があります。

会長

今やっているものの評価、そのプロセスの方が行政改革になると思います。行政経営課も委員会で切られましたというのがあってもいいと思います。大きな変革には違いありませんが、主体的なのかどうかということです。大体欲しいものが出尽くした感があって、これを評価するか。

委員

また新たなものが出てくると。

事務局

県知事の特例条例として県からもらっている分と、5月の第二次一括法で国から直接、法の権限が下りてくるものもあります。その検証も必要なかと思います。

会長

こちらから取りに行くものではないので、改革ではありません。制度上そうなっているだけです。

委員

自主性のある施策とセットならばわかりますが。これでは地域主権の推進にはなりません。

事務局

これは前回からの継続案件です。

会長

委員会としては無しということで。もし差し替えるなら点検評価ということにしたいと思います。では次、一連番号41番。クラウド技術を用いたシステムの構築について。質問と回答についてご質問された方向か加えてございますか。

委員

非常に費用がかかりますが、やむを得ないのかと思います。

会長

この投資効果が説得力があるといいですね。

委員

経費がどの位で、クラウド化でどれだけ節約になるかその差を検討してはどうですか。

事務局

ユーザー一人当たり1日8時間でいくらか、物によっては文書を保存するだけの物もあります。金額の算出については1つ1つのサーバー約50種類の検証が必要かと思います。具体的な数値は算出出来ません。

委員

実施効果の書き方では判定しようがありません。運用コストを示さないで。

事務局

取り組み前の4億1千万円は、合併前の自前のサーバーの導入費用です。クラウド化でサーバーを持たずに行けば1億2百万円の導入費になると。ただ、ランニングコストとかは入っておりません。

会長

取り組み前の4億1千万円は。

事務局

合併時にそれぞれ所有していた機器の運用管理費と、委託料, 使用料など全てを網羅した金額です。

委員

前年と比べて器機の導入が増えているのにコストが下がっているものがあります。

事務局

1台のサーバーで2つなり3つなりのサーバーを運営するということでの削減。基幹系はデータ量が多く、情報系はウイルス対策とか文書ファイルの単純なものです。基幹系は大きな法改正があればシステムの回収費用が発生します。文書発送にも督促状とかがかかります。

会長

新しいシステムを導入するときに、どれだけイニシャルコストがかかって、その後のランニングコストはこうだと。これは今のシステムと比べて多分増えると思いますが、増えたけどこんな良さがありますというのが分からないと。実施効果の運用や管理業務の削減は下手すると市民からすると楽するのとか。災害や電力対策もどれだけの効果があるのか分かりません。業務継続性の確保は当たり前です。運用コストの削減はランニングコストを比べれば分かりますがイニシャルコストは替える時にかかるのでそれを含めて数字を入れないと、そんなにお金かけてどんな良い事があるのとなります。

事務局

効果額の欄、修正します。

委員

本来は情報化の効果はどれ程職員を減らせるかです。何人減らせるからいくらだと比較して導入を決めるんです。

会長

業務が減って職員数が同じなら楽するのと言われる。その市民感覚を頭に入れて置かないと。

委員

クラウド化は、色んな所で証明書を受けられるとか、待ち時間の短縮とかにも関係しますか。

事務局

クラウド化では窓口業務が短縮されるとかはありません。市民からは市役所の内部業務に使用しているコンピュータの話となります。

委員

アプリケーションソフトの試算はいくらとか、グループウェアという1つのソフトで、そのIDで今までいくらだったのが、クラウド化で一人当たりのIDはいくらだから、運用コストが削減出来ますという計算は出来るはずです。

事務局

サイボウズグループがございまして、クラウド化で逆に高くなってしまいます。

委員

サイボウズはグループウェアでメールとスケジュール管理位しか出来ないから、それ以外に出来るネ

ネットワーククラウド化の試算は沢山あります。そのメリットをどう出していくか。

委員

いずれにしても器機の更新はしなければならないので更新時に最新のものにする。それは長い目で見ればいずれそれが必要になるので積極的に取り入れると。

会長

書き方としては換えるときに差額はこれです。しかしこれだけ利点がありますということを書けば、トータル的には支出が増えてもその分をペイ出来るだけの機能があるんだったら良いよねとなると思います。ではよろしいですか。では次、一連番号42番。証明書の自動交付機の設置やコンビニ交付の導入について。質問と回答についてご質問された方何か加えてございますか。

委員

これも削減できる人件費を出さないと効果が分かりません。

事務局

H22で住民票と印鑑証明書1日当たり人件費34,382円を算出しております、これに対してコンビニ交付は導入費込みで5年間で算出して、1日当たり33,371円で約千円の安価。

委員

約千円の安価でも効果は大きいでしょう。更に市民にとってはガソリン代の節約とか考えると、もっと効果があるのかと。

事務局

住民基本台帳カードの利用が前提でして、発行手数料500円。住民票と印鑑証明書のために住民基本台帳カードを作るかの懸念もあります。

委員

コンビニ交付は便利です。女性も働いていますし、休みを取らずに済みます。振込とか便利です。

会長

これはコストカットを前面に出すのではなく、余計に費用がかからず、住民サービスが向上する。そこを述べた方が良いと思います。サービス向上は良い事です。余計にかかるかと別ですが、コスト計算して1,000円でも安く出来るので、サービス向上で押して良いと思います。

事務局

国では、住民票と印鑑証明書のコンビニ交付について、税証明と戸籍証明の実施の工程をつくっていますが、具体的ではありません。

会長

住民基本台帳カードの利活用が広がらないとつくる気にならないです。

事務局

国の共通番号制度として住民基本台帳カードと別のカードが検討されています。

会長

国の動向を見極めてからするのも1つの方法です。ではその辺、変えるところは変えて。基本的にはよろしいですか。次、一連番号77番。負担金の適正な支出について、質問と回答についてご質問された方何か加えてございますか。

会長

これまでの実績はありますか。

事務局

2年前に財政課が実施して、ある程度絞り込んでおります。

会長

可能性としてまだ出て来ますか。

事務局

既に6項目に分類して取り組んでおります。うち5項目は厳しいというところで、検討を進めております。

委員

補助金検討委員会での件ですが、上位団体に負担金として支払うと、小額ですが集めると大きくなります。難しいでしょうけど、断行する独自性、自主性として切り込まないと。そういう集金システムを国、県が作りあげたものですから。大洗町は負担金全てカットです。出しません。

会長

ではよろしいですか。長時間に渡り恐縮でしたが、終了しました。最終的には一覧にすると。以上で予定していた審議が終わりました。どうも長いことご苦勞様でした。